４１９　証券の送付請求

４１９－１	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事務手順	取扱要領
①国債証券送付請求書の受理など	○　各種の請求・届出に伴う手続済の証券・代証券の受領者から、その証券を郵送されたい旨の申出を受けたときは、国債証券送付請求書に、当該証券を書留郵便（一般書留）など請求者が指定した確実な方法により送付するのに必要な郵便料を添えて提出させる。 ●　請求者から書留郵便（一般書留）以外の方法により証券を郵送されたい旨の申出を受けたときは、確実な方法（送付物の現在地等の追跡機能（中継地点の追跡を省略するものを除く。）があり、かつ、送付物が送付先に手渡しされる方法（送付物の内容（個人情報・有価証券等）を踏まえ、当該送付物の取扱いが可能な方法に限る。）をいう。）であれば、その申出を受けてよい。この場合、請求者に送付請求書中「書留郵便（一般書留）」の文言を訂正させる。 ＊　証券を送付されたい旨の文言および請求者の住所・氏名が記載され、届出印の押なつがされている書面の提出を受けた場合には、当該書面を送付請求書と同様に取扱ってよい。 ＊　各種請求証券・代証券の送付請求の場合において、郵便料のみが送付されてきたときは、自店で送付請求書を作成し、これにより取扱うこととしてよい。この場合、届出印の押なつは不要。 ○　送付請求書の余白に店名・受付日付を表示する。 ⇒　１４１②参照・受付証票類への店名などの表示

送付請求書の記載例

書式 №. 105

注意　郵送途中の危険は請求者の負担とする。

国 債 証 券 送 付 請 求 書

（日付）3. 10. 19

○○銀行○○支店

御中

〒○○○−○○○○

住所 ○○市○○１－１

印 ①

氏名 甲野　二郎

甲野

※　届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）について請求する場合および市区町村（代理受領者）が請求する場合には押印不要です。

郵送料として郵便切手（郵便切手等）×××円添付しますから、下記証券を書留郵便(一般書留)により上記住所に送付して下さい。

国債名称	記号	枚数	額面金額	備考
第四回特別弔慰金国庫債券	い	1	300,000円	滅紛失代証券請求
合計		1	300,000	

② 3. 10. 19　○○銀行○○支店　　③

● 自店保管（保管期間１０年）

① 届出印が押される。ただし、届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
② 店名・受付日付を表示する。
③ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を余白に記載する。

（請求者が記名者のときの記載例）

・書類名称または番号：19　　・発行番号等：第 012345678900 号
・発行体名称：○○公安委員会　　・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日

（請求者が法定代理人（親権者）２名（父母）のときの記載例）

・書類名称または番号：甲野太郎 19
甲野花子 19
・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号
甲野花子 第 123456789010 号
・発行体名称：甲野太郎 ○○公安委員会
甲野花子 ○○公安委員会
・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日
甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

②印鑑票との照合

○　送付請求書に記載・押印されている請求者の住所・氏名・印影などが、記名国債証券印鑑票と一致していることを確かめる。

③送付

○　送付する証券・送付請求書により、国債証券類送付書を作成する。

＊　国債証券類送付書原符および国債証券類受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、国債証券類送付書との３枚複写となっている。）。

●　国債証券受領書を交付しているときは、これを返送されたい旨を証券類送付書の余白に記載する。

⇒　４１３－１②参照・証券受領書の回収

○　証券・証券類送付書・証券類受領書用紙を、次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（一般書留）など請求者が指定した確実な方法により請求者へ送付する。

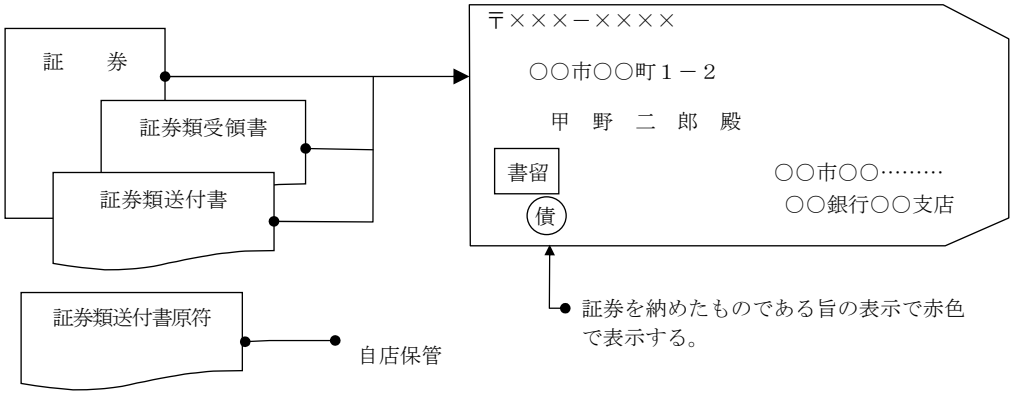

④国債証券類受領書の受理など	○　請求者から証券類受領書・証券受領書の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。 ●　証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間１０年）する。 ●　証券受領書は、証券受領書原符に添付して保管（保管期間１年）する。 ⇒　４１３－１③参照・証券受領書の保管 ○　請求者から証券類受領書・証券受領書の送付がないときは、次のいずれかにより取扱う。 ●　証券類送付書原符に書留番号を記載し、これを送付請求書に添付して保管（保管期間１０年）する。 ●　書留郵便物受領証を証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間１０年）する。

４１９－２	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

事務手順	取扱要領
①国債証券送付請求書の受理など	○　各種の請求･届出に伴う手続済の証券･代証券の受領者から、その証券を郵送されたい旨の申出を受けた場合には､国債証券送付請求書に、当該証券を書留郵便（一般書留）など請求者が指定した確実な方法により送付するのに必要な郵送料を添えて提出させるとともに、請求者の本人確認書類を呈示させる。 ⇒　４１９の２参照・本人確認書類の種類および記録事項 ＊　郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写を提出させる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。 ・　個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）記載部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・　国民年金手帳 基礎年金番号（国民年金法第１４条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）部分をマスキングしたものを提出すること。 ・　国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等（国民健康保険法第１１１条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等、健康保険法第１９４条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第１４３条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法

律第１６１条の２第１項に規定する被保険者番号等、国家公務員共済組合法第１１２条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法第１４４条の２４の２第１項に規定する組合員等記号・番号等または私立学校教職員共済法第４５条第１項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下同じ。）部分（ＱＲコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。

● 請求者から書留郵便（一般書留）以外の方法により証券を郵送されたい旨の申出を受けたときは、確実な方法（送付物の現在地等の追跡機能（中継地点の追跡を省略するものを除く。）があり、かつ、送付物が送付先に手渡しされる方法（送付物の内容（個人情報・有価証券等）を踏まえ、当該送付物の取扱いが可能な方法に限る。）をいう。）であれば、その申出を受けてよい。この場合、請求者に送付請求書中「書留郵便（一般書留）」の文言を訂正させる。

＊ 証券を送付されたい旨の文言および請求者の住所・氏名が記載されている書面の提出を受けた場合には、当該書面を送付請求書と同様に取扱ってよい。

＊ 各種請求証券・代証券の送付請求の場合において、郵送料のみが送付されてきたときは、自店で送付請求書を作成し、これにより取扱うこととしてよい。この場合、本人確認書類の呈示（写の提出を含む。）および本人確認書類の記録事項の記載を要しない。

○ 送付請求書の余白に店名・受付日付を表示する。

⇒ １４１②参照・受付証票類への店名などの表示

送付請求書の記載例

書式 №. 105

注意 郵送途中の危険は請求者の負担とする。

国債証券送付請求書

（日付） 3. 10. 19

○○銀行○○支店 御中

〒○○○−○○○○

住所 ○○市○○１－１

氏名 甲野 二郎 印 ①

※ 届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）について請求する場合および市区町村（代理受領者）が請求する場合には押印不要です。

郵送料として（郵便切手等）郵便切手×××円添付しますから、下記証券を書留郵便（一般書留）により上記住所に送付して下さい。

国債名称	記号	枚数	額面金額	備考
第四回特別弔慰金国庫債券	い	1	300,000円	滅紛失代証券請求
合計		1	300,000	

② 3. 10. 19 ○○銀行○○支店 ③

● 自店保管（保管期間１０年）

① 届出印が押される。ただし、届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
② 代理店名・受付日付を表示する。
③ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を余白に記載する。
（請求者が記名者のときの記載例）
・書類名称または番号：19　　・発行番号等：第 012345678900 号
・発行体名称：○○公安委員会　　・発行年月日：令和３年４月１日
（請求者が法定代理人（親権者）２名（父母）のときの記載例）
・書類名称または番号：甲野太郎 19　　・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号
甲野花子 19　　甲野花子 第 123456789010 号
・発行体名称：甲野太郎 ○○公安委員会　　・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日
甲野花子 ○○公安委員会　　甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

②氏名等届出書との照合など

○ 送付請求書に記載されている請求書の住所･氏名などが氏名等届出書および本人確認書類と一致していることを確かめる。

○ 本人確認書類により､送付請求書の余白に本人確認書類の記録事項を記載する。
⇒ ４１９の２参照・本人確認書類の種類および記録事項

○ 前記①で本人確認書類の呈示を受けている場合には､本人確認書類を請求者へ返す。
＊ 郵送による提出のときは、本人確認書類の写を廃棄する。

③送付

○ 送付する証券・送付請求書により、国債証券類送付書を作成する。
＊ 国債証券類送付書原符および国債証券類受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、国債証券類送付書との３枚複写となっている。）。
● 国債証券受領書を交付しているときは､これを返送されたい旨を証券類送付書の余白に記載する。
⇒ ４１３－２②参照・証券受領書の回収

○ 証券・証券類送付書・証券類受領書用紙を、次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（一般書留）など請求者が指定した確実な方法により請求者へ送付する。
＊ 郵送による提出の場合には、当該方法によるとともに、転送不要郵便で送付する。

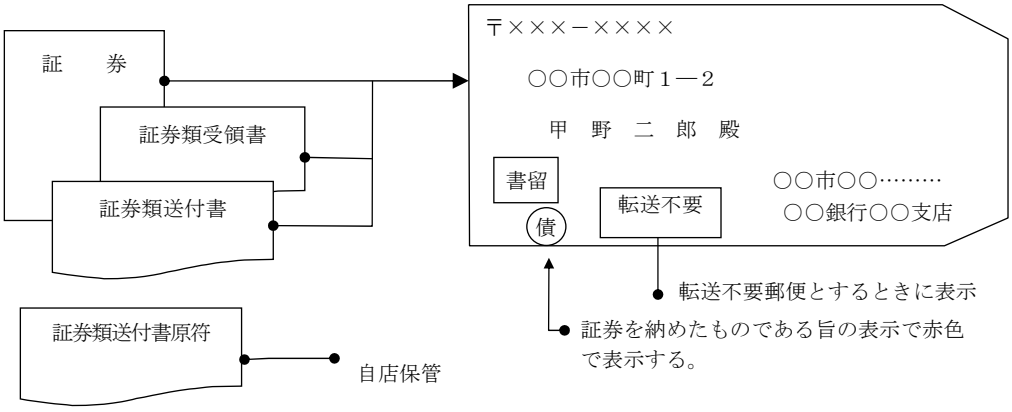

④国債証券類受領書の受理など	○　請求者から証券類受領書・証券受領書の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。 ●　証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間１０年）する。 ●　証券受領書は、証券受領書原符に添付して保管（保管期間１年）する。 ⇒　４１３－２③参照・証券受領書の保管 ○　請求者から証券類受領書・証券受領書の送付がないときは、次のいずれかにより取扱う。 ●　証券類送付書原符に書留番号を記載し、これを送付請求書に添付して保管（保管期間１０年）する。 ●　書留郵便物受領証を証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間１０年）する。

証券類送付書の記載例

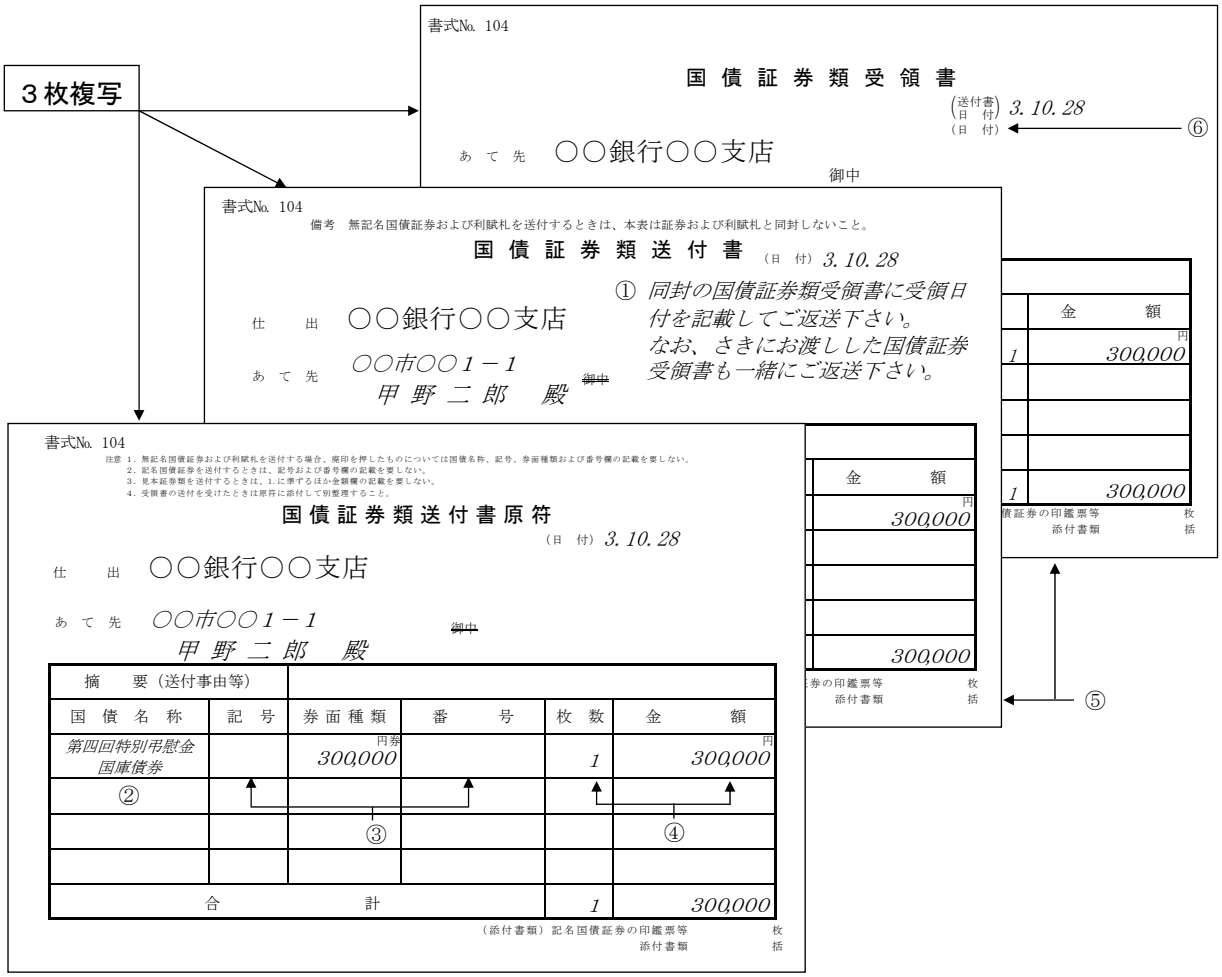

① 証券類受領書を（証券受領書を交付しているときは、証券受領書も）返送されたい旨の文言を証券類送付書に記載するか、またはこの文言を記載した付せんを証券類送付書に貼付する。
　⇒ ４１３参照・証券受領書の回収
② 国債名称は、略称で記載してよい。
　⇒ １２０参照・用語の解説・略称
③ 記号・番号の記載を要しない。
④ 証券に付属している利賦札の枚数に関係なく証券１枚として額面金額を記載する（付属利賦札の状態を付記してもよい。）。
⑤ 証券に同封して請求者へ送付する。
⑥ 受領日付が記載されたものが返送される。
　＊ 請求者から送付を受けた証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間１０年）する。
　　なお、証券受領書が同封されてきたときは、証券受領書原符に添付して保管（保管期間１年）する。